

## 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 次期大綱の策定期間について

## 1 現在の武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱の策定期間について

現在の武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱（以下「大綱」という。）は、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正及び同月の武蔵野市総合教育会議条例（平成 27 年 3 月武蔵野市条例第 1 号。以下「条例」という。）の制定を受けて、平成 27 年 6 月に策定した。

## 2 大綱策定の趣旨と策定にあたっての考え方について

裏面「大綱の策定にあたって」を参照のこと。

## 3 次期大綱の策定期間について

現在の大綱は重点的な取り組み部分について毎年改定を行っているが、当初の策定から 4 年を迎えることから、次期の大綱を策定する必要がある。改定にあたっては条例第 6 条の規定に基づき、長期計画と整合性を図らなければならない。現在第六期長期計画の策定期間中であり、第六期長期計画は平成 32（2020）年 4 月からスタートするため、次期の大綱は第六期長期計画と合わせて平成 31（2019）年度中に策定し、平成 32（2020）年 4 月スタートとする。

**【参考】** 条例第 6 条

（大綱と長期計画との整合）

**第 6 条** 市長は、大綱の策定にあたっては、武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

## 4 具体的な改定スケジュールについて

平成 31（2019）年度の総合教育会議の日程は資料 4 のとおりである。第 1 回会議では、現在の綱の平成 31 年度改定案について協議する。第 2 回会議では次期大綱の案について協議し、その後市議会への報告を経たのちにパブリックコメントを実施し、その結果を受けて修正した案を第 3 回会議で再度協議してから、平成 31（2019）年度中に大綱を決定したい。

## 大綱の策定にあたって

平成 27 年 7 月

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下「法」という。)が公布され、平成 27 年 4 月に施行されました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものです。これら法改正の趣旨や教育行政と一般行政との密接な連携の必要性を踏まえ、法では首長に地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を義務付けました。

本市では、教育施策を総合的な見地から推進するため、条例で「総合教育会議」を設置し、教育委員会との協議を経て、「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を策定しました。大綱の記載事項は、各自治体の判断に委ねられているところですが、予算や条例等の自治体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針についての記載が想定されていますので、市長と教育委員会とが十分に協議・調整を尽くすことが求められているものを主として記載しています。「重点的な取り組み」に記載がない施策については、これまで決定している方針や個別計画である武蔵野市教育委員会教育目標及び基本方針、子どもプラン武蔵野、武蔵野市学校教育基本計画、武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市スポーツ振興計画、武蔵野市図書館基本計画などに基づいて、着実に実施していきます。

なお、大綱の対象とする期間は 4 年とし、「重点的な取り組み」は、その期間を見通すものですが毎年変わりうるものとしています。